

公立大学法人奈良県立大学債権管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）の債権の管理に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって債権管理の適正な取扱いを期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「債権」とは、金銭の給付を目的とする法人の権利をいう。

2 この規程において「債権の管理に関する事務」とは、法人の業務によって生じる債権の管理に関する事務をいう。

(債権の管理)

第3条 債権の管理に関する事務は、会計規程第9条第1項に規定する経理責任者（以下「経理責任者」という。）が総括する。

2 会計規程第10条第2項に規定する出納責任者（以下「出納責任者」という。）は、経理責任者の総括の下に、債権の管理に関する事務を行う。

3 出納責任者は、法人に帰属する債権の内容及び残高を確認し、経理責任者に毎月報告しなければならない。

(請求)

第4条 経理責任者は、収入金を収納しようとするときは、その内容を調査し、請求の決定をするとともに、債務者に対して納入すべき金額、期限及び場所を明らかにし、納入の請求をしなければならない。ただし、業務上直ちに収入金の収納を必要とするときは、収入金の収納後においてその内容を調査し、収入を確定することができる。

(督促)

第5条 経理責任者は、納入期限までに収納されない債権があるときは、債務者に対してその払込みを督促し、納入の確保を図らなければならない。

(債権の消滅)

第6条 出納責任者は、債権に係る金銭の収納があったときは、その債権の内容を確認し、債権消滅の処理を行わなければならない。

(未収金の管理)

第7条 出納責任者は、経理責任者に毎月、納付期限を経過した債権の調査を報告するものとする。

2 経理責任者は常務理事に学期毎に、未収金の内容及び今後の回収計画について報告するものとする。

(債権の保全手続)

第8条 経理責任者は、第5条第1項の督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 担保の付されている債権については、当該債権の内容に従い、競売その他の担保権の実行の手続をとること。

(2) 債務名義のある債権については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない債権については、訴訟手続により履行を請求すること。

(債権の償却処理)

第9条 経理責任者は、次のいずれかに該当する債権がある場合は、理事長の承認を得て、これ

を不良債権として償却処理することができる。

- (1) 債務者及び保証人が死亡したとき。
 - (2) 債務者及び保証人が、破産法（平成 16 年法律第 75 号）により債権についてその責任を免れたとき。
 - (3) 消滅時効期間が経過し、時効の援用があったとき。
 - (4) 消滅時効期間が経過し、債務者及び保証人の所在が不明であるとき。
 - (5) 強制執行その他債権の取立てに要する費用が、当該債権の金額より高額であると認められるとき。
 - (6) 強制執行後、なお回収不能の残額があるとき。
 - (7) その他債権の取立てが著しく困難であると認められるとき。
- 2 経理責任者は、償却処理をした債権がその後において取立てが可能と判断されるときは、債務者に対して納入の請求を行わなければならない。

（徴収不能引当金）

第 10 条 経理責任者は、出納責任者からの報告を受け、事業年度末に債権の回収に関する可能性を検討し、その回収が不能と見込まれる場合は、その見積額を貸倒見積高として合理的に算定し、徴収不能引当金を設定しなければならない。

- 2 経理責任者は、出納責任者からの報告を受け、債権を債務者の経済状態等に応じて次のとおり区分し、各区分ごとに貸倒見積高を算定する。
- (1) 一般債権（経済状態等に重大な問題が生じていない債務者に対する債権で、貸倒懸念債権及び破産更生債権等以外の債権をいう。）
 - (2) 貸倒懸念債権（経営破綻等の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じている又は生じる可能性が高い債務者に対する債権をいう。）
 - (3) 破産更生債権等（経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。）

（一般債権の評価）

第 11 条 一般債権についての貸倒見積高は、出納責任者からの報告を受け、原則として、同種の債権ごとに、算定しようとする対象事業年度末の債権残高に当該事業年度以前の事業年度の貸倒実績率の平均値を乗じて算定する。

（貸倒懸念債権の評価）

第 12 条 貸倒懸念債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の経済状態等を考慮して貸倒見積高を算定する。

- 2 担保の処分見込額を算定するに当たっては、合理的に算定した時価に基づくとともに、当該担保の信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮する。
- 3 保証による回収見込額を算定するに当たっては、保証人の資産状況等から保証人が保証能力を有しているか否かを判断するとともに、保証意思の確認、法人にあっては保証契約等、保証履行の確実性について検討する。

（破産更生債権等の評価）

第 13 条 破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

- 2 清算配当等により回収が可能と認められる金額は、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額と同様に債権額から減額することができる。
- 3 担保及び保証の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずる。

（雑則）

第 14 条 この規程に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月20日から施行する。